

よくあるご質問<令和3年3月4日時点※随時更新予定>

Q 令和2年度の事業内容からの変更はありますか。

A 主な改正内容は次のとおりです。

項目	改正前	改正後
補助事業者の要件として、新型コロナウイルスによる売上への影響を追加	—	令和2年1月～12月のうち、代表事業者が指定する連続した3か月間において、売上高の平均が前年又は前々年同期と比較し、5%以上減少している
補助率区分の内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重点型（補助率2/3以内）： 開発グループを構成する者、又は研究テーマがデジタル化</li> <li>●一般型（補助率1/2以内）： 代表事業者1者で申請し研究テーマがものづくりの高度化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重点型（補助率2/3以内）： 研究テーマがデジタル化、又は代表事業者が輸送用機械器具製造業に属する事業を営む事業者</li> <li>●一般型（補助率1/2以内）： 重点型以外</li> </ul>
直接人件費補助率の変更	10/10 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重点型：2/3 以内</li> <li>●一般型：1/2 以内</li> </ul>
補助限度額の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人件費：2,000 万円</li> <li>●人件費を除く研究費：5,000 万円</li> </ul>	5,000 万円
直接人件費単価の変更	$\text{時間給額} = \frac{\text{年間給与（基本給+諸手当）}}{\text{年間所定労働時間}}$	<p>「等級単価一覧表」に該当する等級単価を適用</p> <p>※詳細はものづくり価値創出支援補助金における直接人件費の計算に係る実施細則を参照</p>
審査方法の変更	書類審査（補助金交付申請書）	<p>県が設置する審査会における代表事業者等のプレゼンテーションに基づく審査</p> <p>※申請件数が多数の場合、書類による事前審査を行うことがあります。</p>

Q 直接人件費の対象について、派遣社員も含まれますか。

A 公募要領 P11 別表の直接人件費に記載のとおり、「補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る」としています。そのため、派遣社員は対象となりません。

Q ソフトウェアの開発を行い、製造業者等に販売していきたいと考えているが、対象となりますか。

A 製造業者等が「ものづくりの高度化」又は「デジタル化」に関する応用・実用化開発を行うことを目的としており、自社で事業化を行うハードウェアの開発につなげる必要があります。そのため、ソフトウェアのみで事業化を目的とするものについては、対象となりません。

<参考>

※ものづくりの高度化：高強度化、高機能化、形成プロセスの微細化・精密化、新たな機能の発現、品質安定性・安全性の向上、感性価値の向上、長寿命化、環境負荷の低減、低コスト化などにつながることを目的としていること

※デジタル化：組み込み技術を用いた自動制御技術等の「機械制御に係る技術」を事業化する製品となる機械装置・機械部品等に組み込むことを目的としていること

- Q 補助事業期間内に自社で想定している応用・実用化開発を全て終了しなければならないのですか。
- A 公募要領 P4 (3) (ア) ②に記載のとおり、「事業終了後おおむね5年以内の事業化」を目指したものであることが要件となっているため、補助事業期間内に事業化に必要な応用・実用化開発を全て実施する必要はありません。

《例》

年 度	R 1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
開発 ステージ	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 4	ステージ 5	ステージ 6	製品化・販売
支援対象		←→					

※「5年以内の事業化」に向けた具体的な計画を示し、申請を行う研究がどのステージに位置づけられているかを明らかにする必要があります。

- Q 補助対象経費となる原材料・部品等を数点まとめて購入予定です。1点あたりは10万円未満であるものの、合計額にすると10万円以上となる場合、公募要領に記載の「一発注金額が10万円(税込)」の物件に相当し、見積書を2社以上から徴取する必要がありますか。
- A 2社以上からの見積書徴取が必要です。  
なお、複数社の見積が取れない場合、見積書徴取前にその理由を書面で整理してください。

- Q 補助対象経費となる原材料・部品等を海外の事業者から購入する予定です。  
外貨での支払でも補助対象経費とすることは可能ですか。
- A 外貨の支払であっても補助対象経費とすることは可能です。この場合、支払日のレートなどにより日本円に換算してください。

- Q 補助対象経費となる原材料・部品等が契約相手方の都合により、インターネットのみの購入の場合でも認められますか。  
この場合、どのような書類を整備しておけばよいのでしょうか。
- A インターネットでの購入も認められますが、見積書、発注書・請書(又は契約書)、納品書、請求書等の必要書類を整備してください。(例：注文画面のコピーのみで根拠資料とすること等は不可)